



環境保全活動支援助成金のご案内

— 環境保全に取り組む皆さんを応援します —

スタートアップ助成（設立3年未満の団体） 上限 **30** 万円

※助成率は対象経費の10/10以内

※活動が5万円未満（対象経費）は対象になりません。

ステップアップ助成（設立3年以上の団体） 上限 **30** 万円

※助成率は対象経費の3/4以内

※活動が10万円未満（対象経費）は対象になりません。

※助成回数は、2回まで

ブラッシュアップ助成：上限 **15** 万円

※助成率は対象経費の1/2以内

※活動が10万円未満（対象経費）は対象になりません。

※助成回数は3回まで（ステップアップ助成2年以上交付の実績が対象になります）



助成対象となる団体・活動内容

- ・ 県内に事務所を有し、環境保全活動を行う営利を目的としない団体、学生等のグループ
- ・ 対象活動：山梨県内における環境保全に関する実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動

助成範囲

令和8年度内（R8年4月～R9年3月）に実施する活動を対象とします。

助成対象となる経費

【対象経費】 消耗品購入費、講師謝礼・旅費、会場使用料、通信費、印刷代など

【対象外】 飲食代、会員への謝礼、団体の運営費、備品、他団体イベント参加費等

審査のポイント

- 1 活動の必要性・継続性、2 活動の効果、3 活動の広がり、4 実施計画の確実性、5 自主性
- 6 組織の能力・実行力 ほか

※申請書類の請求・お問い合わせや、初めて申請される方は、財団事務局までご相談ください。

募集期間

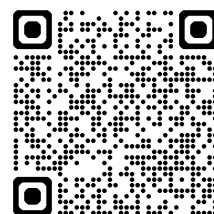
令和8年4月24日(金)～6月12日(金)

公益財団法人 やまなし環境財団事務局（自然共生推進課内）

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-1522 FAX 055-223-1781

MAIL shizen@pref.yamanashi.lg.jp



この助成金は、公益財団法人やまなし環境財団が予算の範囲内において、県内における民間活動団体の皆さんの自発的、継続的な環境保全へ向けた活動に必要な経費を助成するものです。

助成の対象外経費（ご注意ください）

飲食代、会員への謝礼（会員による講師料や参加旅費等）、団体等の運営費（職員の人件費、事業に直接関係のない旅費・事務消耗品・通信運搬費等）、備品、他団体が主催するイベント等の負担金・旅費など、いずれも対象になりません。

※行政等からの補助や企業からの寄付を受けている活動は、対象になりません。

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

※ 助成金により行う事業には、必ず「公益財団法人やまなし環境財団の助成事業」である旨を明記してください。明記しない場合は対象となりません。

審査項目

共通

- 1.活動の必要性・継続性
 - ・地域の実情に応じたもので活動を行う必要があるか
 - ・効果が期待できる活動か
 - ・継続的に取り組んできたか、将来的な事業計画があるか
 - 2.活動の効果
 - ・住民の参加・協力が得られる内容か
 - ・調査研究が実践や啓発につながるか
 - 3.活動の広範性
 - ・活動範囲がより広域的か
 - 4.活動実施の確実性
 - ・無理のない、実現できる計画か
 - 5.活動の自主性
 - ・団体が主体的に進めている活動か
 - 6.組織としての能力
 - ・活動を実施できる体制や能力があるか
- 等

ステップアップ助成

- 1.活動が前年より発展しているか
(主な例)
 - ・活動範囲を広げている
 - ・新たな参加者層（子ども・高齢者等）が増えている
 - ・新しいプログラムやサービスを追加している
 - ・既存活動に新たな要素を加えている
 - ・他団体・企業・行政との連携が強化されている
 - ・周知・広報（チラシ、SNS等）を強化している

ブラッシュアップ助成

- 1.助成終了後の活動継続について、将来計画が示されているか
(主な例)
 - ・実践活動・普及啓発の今後の方向性
 - ・継続のための体制（地域住民の参加、協力、資金確保など）
 - ・将来的な活動範囲や組織の見通し

その他

1. 助成の対象となった活動が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。
2. 次のいずれかに該当する場合は、この助成金の一部又は全部の返還を命じることがあります。
 - (1)虚偽の申請その他不正な行為があった場合
 - (2)助成金を他の用途に使用した場合
 - (3)この助成条件及び公益財団法人やまなし環境財団環境保全活動支援助成金交付要綱、その他法令に違反した場合
 - (4)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
3. 助成の対象となった活動は、公益財団法人やまなし環境財団が主催する環境フォーラムやイベントにおいて、その活動内容を発表していただく場合があります。